

(別紙3-3) 幼保連携型認定こども園への移行に伴う寄附行為変更について

- 本資料は、一般的な寄附行為変更例を示したものである。
- 寄附行為の変更にあたっては、私立学校法の規定を踏まえつつ、学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮し、画一的に取り扱うことのないよう留意することとされている。このため、必ずしも本記載例どおりの変更が馴染まない場合は、それぞれのご事情に応じて変更すること。

項目	現在の記載内容 (例)	変更例
目的	第〇条 この法人は、 <u>教育基本法及び学校教育法</u> に従い、学校教育を行い、〇〇〇〇することを目的とする。	<p><幼保連携型認定こども園のみの設置となる場合></p> <p>第〇条 この法人は、<u>教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>に従い、<u>学校教育及び保育</u>を行い、〇〇〇〇することを目的とする。</p> <p><他に私立幼稚園等を設置している場合></p> <p>第〇条 この法人は、<u>教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>に従い、<u>学校教育及び保育</u>を行うことを目的とする。</p>
設置する学校	第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) <u>〇〇幼稚園</u>	第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) <u>幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園</u>
理事の選任	第〇条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>〇〇幼稚園園長</u> (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人	第〇条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園園長</u> (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人

※ 以上の他、幼稚園名の変更を要する箇所について、随時変更すること。